

北海道公立大学法人札幌医科大学と市町村等の職員交流実施要綱

第1 目的

この要綱は、道内の市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の職員と北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「本学」という。）事務部門の職員が地域医療及び病院事務等に係る理解を深めるための職員交流の一環として、市町村等の職員を本学における実務研修（業務に従事することにより知識を習得する研修をいう。）を受ける者（以下「研修員」という。）として受入れ、当該研修の成果を市町村等における業務及び施策に反映させることにより地域医療行政等の推進に資することを目的として行う職員交流に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 研修員

研修員は、派遣元となる市町村等から推薦された市町村等の職員とする。

第3 研修期間

研修の期間は、原則として1年とし、派遣市町村等と本学が協議の上、決定する。

第4 研修内容

本学における適当と認められる所属において実務研修を実施する。

第5 研修時間

研修時間は、原則として月曜日から金曜日までとし、午前8時45分から午後5時30分までとする。

ただし、研修員の指導、監督等を担当する職員（以下「指定職員」という。）が必要と認める場合には、上記時間外においても実務研修を実施することができる。

第6 研修員の身分等

研修員は、派遣市町村等の職員としての身分を保持し、給与、諸手当及び公務災害補償その他実務研修に係る経費は、当該派遣市町村等が負担する。

第7 休暇

研修員は、研修期間中は派遣市町村等の職員として有している年次有給休暇その他の休暇を取得することができる。

第8 服務

- 1 研修員は、研修期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指定職員の指示に従わなければならない。また、研修期間中に知り得た秘密を漏らしてはならない。研修期間終了後においても同様とする。
- 2 研修員は、研修期間中、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他関係法令及び派遣市町村等に係る条例、規則等に規定する服務上の義務を遵守する。

第9 職員交流の手続

- 1 職員交流を希望する市町村等の長は、別に定める様式により、本学と協議するものとする。
- 2 本学は、研修員の受入れを決定したときは、当該市町村等の長に通知するものとする。

第 10 協定の締結

本学と派遣市町村等は、研修員の身分取扱いその他派遣に関し必要な事項について、協定を締結するものとする。

第 11 研修の中止

本学又は派遣市町村等が特に必要と認めるときは、研修期間終了前であっても、協議の上、当該研修員の受入れを中止することができる。

第 12 その他

この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、派遣市町村等と協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 17 日から施行する。